

3. 用語の定義

本書で使用する用語の意味は、下記のとおりとする。

(1) 開放検査

保安検査において実施すべき「高圧ガス設備の耐圧試験」について、耐圧試験の代替として液石則第80条別表第3第1項第17号ただし書きにより、「高圧ガス設備の内部及び外部について、目視及び通商産業大臣が定める非破壊検査設備による測定又はその記録により欠陥の有無を確認する検査」をいう。

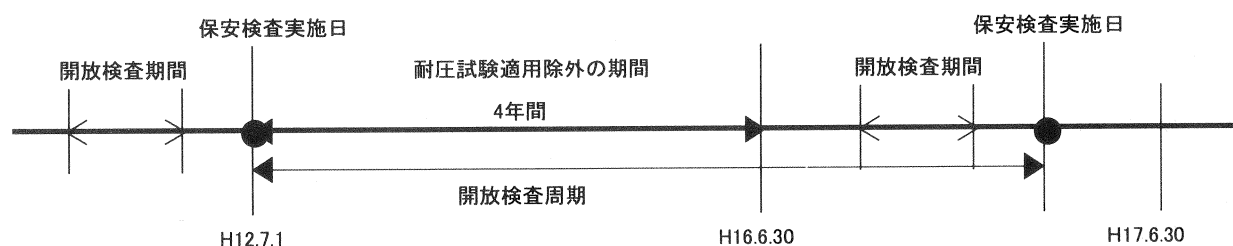
(2) 保安検査実施日

液石則様式第38にて規定された、都道府県知事又は高圧ガス保安協会若しくは指定保安検査機関（以下「都道府県知事等」という。）が交付する「保安検査証」に記載された検査年月日とする。

(3) 開放検査周期

該当する貯槽の完成検査又は開放検査を実施した保安検査実施日後、告示第16条又は第17条に規定された「耐圧試験の適用除外の期間」が終了した後、1年以内の保安検査実施日までとする。

〔貯槽開放検査周期の参考例(炉内焼鈍施工済み円筒形貯槽の場合)〕



(4) 評価対象事業者

開放検査周期の延長申請を実施する液石則適用第1種製造事業者。

(5) 評価対象事業所

評価対象事業者におけるLPガス円筒形貯槽を有する第1種製造事業所とする。

例) LPガス中継基地、LPガス充てん所、LPガスオートガススタンド及び製造に係るLPガス工業用消費者。

ただし、高圧ガス保安法第35条第1項第2号に基づく認定保安検査実施者は除く。

(6) 事業者評価者

告示第17条第1項第5号に定める「開放検査のデータを適切に評価できる担当者」とする。

評価対象事業者において、周期延長の可否及び延長する場合の適切な周期等を評価するための評価担当責任者であり、告示に基づく通達に定められた資格保有者。

(7) 評価確認者

評価対象事業者からの開放検査周期延長の申請に基づき、申請内容及び考慮すべき事項の評価・確認を実施する、評価対象事業所を管轄する都道府県知事。

(8) 受託評価実施者

都道府県知事が開放検査周期延長の申請に基づき評価を実施する場合に、都道府県知事が適切と認めて確認に係る評価を委託した者。(高圧ガス保安協会・指定保安検査機関)

(9) 現地で耐圧部にかかる溶接施工を要しない貯槽

貯槽本体は製造工場にて製作され、設置された現地において組立・溶接等を実施していない貯槽

(10) 炉内全体焼鈍済み貯槽

貯槽製造時の溶接後又は溶接補修直後に、貯槽全体を炉内で応力除去焼鈍を施した貯槽

(11) 軽微な補修

液石則別表第3第1項第17号ただし書きにて規定される「グラインダー加工等(軽微な溶接補修含む。)で措置できる軽微なもの。」とする。